設 計 図 書 等 作 成 要 領

【設計変更重視型発注方式（試行）編】

令和６年（２０２４年）４月
【令和７年（２０２５年）３月改定】

北海道建設部建設政策局建設管理課

目　　次

【設計変更重視型発注方式（試行）編】

１　設計変更重視型発注方式の概要について …… 重視型 － 2
　１－１　目的
　１－２　設計書作成手法
　１－３　設計変更手続き
　１－４　従来型および設計変更重視型発注方式の比較
２　設計図書について …… 4
３　用語の定義 …… 5
　３－１　契約関係用語の定義
　３－２　従来「概数」として扱っていた数量の扱い
４　当初設計図書等の作成 …… 6
　４－１　当初設計図書
　４－２　当初参考資料
　４－３　編さん順序
　４－４　数量数位
　４－５　留意事項
５　変更設計図書等の作成 …… 9
　５－１　設計変更確認会議
　５－２　工事内容の変更指示書
　５－３　変更設計図書
　５－４　変更参考資料
　５－５　編さん順序
　５－６　積算上の留意点
６　設計変更の契約条項の説明 …… 10
　６－１　設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）
　６－２　設計図書の変更（契約書第18条）
　６－３　工事の中止（契約書第19条）
　６－４　請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）
７　設計変更の種類 …… 11
　７－１　設計変更の定義
　７－２　概数の確定による設計変更
　７－３　工事内容の拡大に伴う設計変更
　７－４　即時変更
　７－５　一括処理
　７－６　設計変更の区分別の変更内容
８　設計変更の取扱い …… 13
　８－１　契約書第17条
　８－２　契約書第18条
　８－３　工事内容の拡大の設計変更
　８－４　概数の確定による設計変更
　８－５　留意事項
９　設計変更のフロー図 …… 15
　９－１　設計変更の適用条項選択フロー図（設計変更重視型発注方式）
　９－２　設計変更の手続きフロー図

10　設計変更理由記載例 …… 21
10－１　一般事項
10－２　設計変更上申書と理由書の表現等
10－３　設計変更理由記載例の選定フロー図
10－４　設計変更重視型発注方式による設計変更（契約書第18条）
10－５　契約書第17条第１項第１～３号（設計図書間の不一致）
10－６　契約書第17条第１項第４～５号（設計図書との現場の状態との不一致等）
10－７　契約書第18条
10－８　契約書第19条
10－９　契約書第29条
11　設計変更重視型発注方式の運用におけるＱ＆Ａ …… 24
12　関連通達集等 …… 31
12－１　設計変更重視型発注方式（試行）実施要領
12－２　適切な設計変更の徹底や手続きの迅速化の取組について

【設計変更重視発注方式（試行）編】

１　設計変更重視型発注方式の概要について

１－１　目的

設計変更重視型発注方式は、建設管理部が発注する請負工事において、受発注者双方の事務負担の軽減を図るとともに、適切な設計変更を行うことを目的とし、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視するものである。

１－２　設計書作成手法

（１）　簡略数量算出方式

当初設計の数量算出を簡素化して積算を行い、契約後、設計数量の確定を行うもの。

【適用例】

・　設計図書に示した平面図や標準断面図等から数量を算出。
・　積算済みの所定数量を用い、実施延長等に合わせて比例按分して数量を算出。
・　上記以外の手法により数量を算出。

（２）　概算単価計上方式

建設資材価格等調査や見積徴取が必要な資機材単価・歩掛があった場合、調査等に時間を要する場合は早期発注の観点から当初設計において類似単価等で発注し、契約後に策定された単価・歩掛で設計変更を行うもの。

【適用例】

過去の類似品や同等品などの単価・歩掛を用いて設計書作成。

（３）　その他手法

上記（１）、（２）以外の手法を使用しないで設計書を作成。

【適用例】

従来どおりの（調査設計等の委託委託成果品の詳細な数量及び図面を用いて）設計書作成

ただし、当初設計書の作成にあたり、簡略数量算出方式や概算単価計上方式等を用いたものについて、特記仕様書に明示を行うこと。

１－３　設計変更手続き

（１）　契約締結後、現場着手まで（受注者の設計図書及び現地の確認完了後）に、発注者が初回設計変更確認会議を開催し、工事範囲の確定、設計図書の確定（概略で発注した項目（数量、単価、歩掛）や設計図書の修正、現場不符合、工期等）及び設計図書の照査結果等の確認を行うこと。

（２）　工期の２分の１を経過した時期を目安に、発注者が設計変更確認会議を開催し、設計変更内容の過不足、請負代金額、工期の変更等を確認すること。

（３）　上記（１）、（２）のほか、受発注者いずれかの要請により、設計変更確認会議を開催することができる。

（４）　協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略することができる。

（５）　発注者は確定した工事範囲等に基づき再度、工期設定を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期変更を行う。

１－４　従来型および設計変更重視型発注方式の比較

発注方式 手続き等	従来型の発注方式	設計変更重視型発注方式	備　考
通常型数量算出方式	適用	適用可	
通常型単価策定方式	適用	適用可	
概数等発注	適用可	不可	
簡略数量算出方式	－	適用可（拡大設計変更は適用不可）	併用可
概算単価計上方式	－	適用可（拡大設計変更は適用不可）	
設計審査時の違算や齟齬	許容しない	許容できる（影響が軽微な場合※1）	
入札参加者からの質問時の違算や齟齬	許容しない	許容できる（影響が軽微な場合※1）	
入札時の違算や齟齬	許容しない	許容できる（影響が軽微な場合※1）	
現場着手	契約後はいつでも可	初回の設計変更確認会議※2で工事範囲の確定や設計図書の照査した後（点在型は箇所ごと）	
設計変更確認会議※2	契約後はいつでも可	初回、工期の1／2を経過した時期を目安、このほか受発注者のいずれかの要請により開催可	
工事施工協議簿	適宜取り交わし （変更指示に至る協議は、必須）	同左	発注方式によらない 概算額を記載
工事内容の変更指示書	契約変更に先立ち指示を行う場合に取り交わし （３割または4,000万円まで）	同左	発注方式によらない 概算額を記載
一括処理	適用可 （３割または4,000万円まで）	同左	発注方式によらない
概数確定	必要	－ （従来の概数に類するものは協議簿で確定・指示書は不要）	
設計変更	可能	可能（「設計変更重視型発注方式による精査のため」とするが、設計変更後は従来型と同じ扱い）	
拡大設計変更	工事内容の確定後に適用可	同左	発注方式によらない

※１　軽微が軽微な場合とは、積算条件に係る誤りや設計図書間の不一致等の内容が軽微であり、設計金額は概ね1割を超えない範囲で入札参加要件の変更が生じない場合等をいう。

※２　協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者間協議の上、設計変更確認会議を省略することが可能

２　設計図書について

設計変更重視型発注方式の対象工事における契約図書は、契約書のほか設計図書とし、以下のとおり扱う。
設計図書
①契約図書として扱うもの
（ア）　仕様書
（イ）　図面
　a　位置図
　b　設計図（平面図、標準断面図、縦断図）
　c　工事数量総括表
（ウ）　質問回答書
（エ）　見積用参考資料

②当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの
（ア）　設計図（横断図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）
（イ）　参考図
（ウ）　数量算出書
（エ）　設計計算書

上記を整理したものを表－１に示す

・表－１　設計変更重視型発注方式における契約図書の扱いについて

この表は、設計変更重視型発注方式（試行）実施要領の記載事項を表としてまとめたのものである。
記載以外のものは、設計図書等作成要領による。

	設計変更重視型発注方式	（参考）従来の方式
仕様書 （共通仕様書、特記仕様書）	契約図書	契約図書
図面（位置図、設計図（平面図、標準断面図、縦断図）、工事数量総括表）	契約図書	契約図書
設計図 （横断図、その他詳細図）	契約図書としない （設計変更後に契約図書として扱う）	契約図書
参考図	契約図書としない （設計変更後に契約図書として扱う）	契約図書
設計計算書	契約図書としない （設計変更後に契約図書として扱う）	契約図書
数量算出書 （数量集計表、数量算出書）	契約図書としない （設計変更後に契約図書として扱う）	契約図書
質問回答書	契約図書	契約図書
見積用参考資料	契約図書※	契約図書としない

※見積用参考資料が契約図書となるが、受注者の任意施工を妨げるものではないことに留意すること。
この表に記載以外のものは【請負工事編】を参照すること。

３　用語の定義

３－１　契約関係用語の定義

各種資料の定義は【請負工事編】「２用語の定義」を参照すること。

３－２　従来「概数」として扱っていた数量の扱い

（１）　従来「概数」として扱っていた数量のうち、「設計変更重視型発注方式」として扱う場合は、次のとおり扱うこと。

（２）従来「概数」として扱うことが可能な工事数量について

１）大部分が概数によるもの

取り合い等により軽微な変更が生じた場合とは、その工法に変更が生じない工種（ex. 土工、植生工etc.）や構造計算や安定解析計算に基づく構造物であっても、その構造に変更が生じない工種（ex. 法面工の吹付枠面積、防波堤の基礎捨石量etc.）及び施工後でなければ数量の把握が出来ない工種（ex.グラウト量、軟弱地盤における圧密沈下量etc.）の工事数量をいう。

２）主要部分以外が概数によるもの

・各工事目的物の主要部分のみを積算することによって、その工事目的物の全体量が把握できる工事数量（ex. 主要構造物の作業土工、桝や側溝などの単位当たり作業土工etc.）をいう。

・工事施工に当たって、指定仮設と任意仮設の如何にかかわらず、標準的な工法として設計計上された仮設工の工事数量をいう。

（３）留意事項

１）設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、「設計変更重視型発注方式における精査による」として設計変更を行うこと。

２）工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず扱うことができる。

４　当初設計図書等の作成

４－１　当初設計図書

（１）　設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）

設計図書として特記仕様書、位置図及び工事数量総括表をまとめて綴ることとし、その記載内容、編さん及び取扱いは【請負工事編】「３－１（１）設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）」を参照すること。

（２）　設計図

設計図は工事目的物の位置、規模及び寸法等を記載することとし、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア　図面の種類

【請負工事編】「３－１（２）設計図」を参照すること。

イ　作成要領

１）平面図、縦断図は施工箇所を、標準断面図は施工断面にそれぞれ着色する。

２）横断図は以下のとおりとする。

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は添付不要とする。
・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は着色は不要とするが添付すること。
・　（その他手法）による方法を用いた場合は着色は不要とするが添付すること。

②概算単価計上方式

・　着色は不要とするが添付すること。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　着色は不要とするが添付すること。

３）構造詳細図、その他詳細図は以下のとおりとする。

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は着色は不要とするが添付すること。
・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は着色は不要とするが添付すること。
・　（その他手法）による方法を用いた場合は着色は不要とするが添付すること。

②概算単価計上方式

・　着色は不要とするが添付すること。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　着色は不要とするが添付すること。

（３）　参考図

参考図は発注者が想定した標準的な工法や材料を記すもので、その取扱いは、次のとおりとする。

ア　作成要領

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は該当があれば添付し、着色は不要とする。
・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は該当があれば添付し、着色は不要とする。
・　（その他手法）による方法を用いた場合は該当があれば添付し、着色は不要とする。

②概算単価計上方式

・　該当があれば添付し、着色は不要とする。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　該当があれば添付し、着色は不要とする。

（４）　設計計算書

設計計算書は設計図の基となる設計計算条件及び結果を記載するもので、その取扱いは次のとおりとする。

ア　作成要領

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は不要とするが、必要に応じて添付しても良い。
・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は不要とするが、必要に応じて添付しても良い。
・　（その他手法）による方法を用いた場合は不要とするが、必要に応じて添付しても良い。

②概算単価計上方式

・該当があれば添付する。
なお、設計計算書には、計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算は添付しない。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・該当があれば添付する。
なお、設計計算書には、計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算は添付しない。

（５）　数量算出書

数量集計表及び数量算出書の取扱いは、次のとおりとする。

ア　作成要領

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は、不要とするが、必要に応じて添付しても良い。
・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は、不要とするが、必要に応じて添付しても良い。
・　（その他手法）による手法を用いた場合は、不要とするが、必要に応じて添付しても良い。

②概算単価計上方式

・　添付すること。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　添付すること。

（６）　単価策定資料等

単価策定資料等は、実勢価格調査、刊行物、見積等により単価を策定した場合の策定根拠で、その取扱いは次のとおりとする。

ア　作成要領

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は、該当があれば添付すること。
・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は、該当があれば添付すること。
・　（その他手法）による方法を用いた場合は、該当があれば添付すること。

②概算単価計上方式

・　概算としたものは不要とするが、「建設資材の価格について（個別公表分）」は添付すること。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　該当があれば添付すること。

上記を整理したものを表－２に示す

表－２　設計変更重視型発注方式における当初設計の編さんについて

	設計変更重視型発注方式					（参考） 従来の方式
	簡略数量算出方式を併用			概算単価計上方式を併用	その他方式（左記を併用しない場合）	
	標準断面図×延長等による方法	既存成果を比例按分する方法	その他手法			
設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）	必要	必要	必要	必要	必要	必要
設計図 （平面図、標準断面図、縦断図）	着色・添付必要	着色・添付必要	着色・添付必要	着色・添付	着色・添付必要	着色・添付必要
設計図 （横断図）	不要	着色不要 添付は必要	着色不要 添付は必要	着色不要 添付は必要	着色不要 添付は必要	着色・添付必要
設計図 （構造詳細図、その他詳細図）	着色不要 添付は必要	着色不要 添付は必要	着色不要 添付は必要	着色不要 添付は必要	着色不要 添付は必要	着色・添付必要
参考図	着色不要 該当あれば添付	着色不要 該当あれば添付	着色不要 該当あれば添付	着色不要 該当あれば添付	着色不要 該当あれば添付	着色不要 該当あれば添付
設計計算書	不要※１	不要※１	不要※１	該当あれば添付	該当あれば添付	該当あれば添付
数量算出書 （数量集計表、数量算出書）	不要※３	不要※３	不要※３	添付必要	添付必要	添付必要
単価作成資料等	該当あれば添付	該当あれば添付	該当あれば添付	概算としたものは不要※２	該当あれば添付	該当あれば添付

※１　設計計算書の提出を妨げるものではない。（添付しても良い）
※２　「建設資材の価格について（個別公表分」は添付すること。
※３　数量算出書の提出を妨げるものではない。（添付しても良い。）

・　簡略数量算出方式と概算単価計上方式を併用する場合は、「不要」を優先とする。
・　「不要」としている設計図、参考図、設計計算書は、契約締結後、速やかに受注者に提供すること。
・　変更設計図書の編さんは、基本的に従来通りである。また、当初不要としてた設計図、参考図は、変更設計図書では、「全増」として添付する。

なお、記載以外のものは、設計図書等作成要領による。

４－２　当初参考資料

【請負工事編】「３－２当初参考資料」を参照すること。

４－３　編さん順序

【請負工事編】「３－３編さん順序」を参照すること。

４－４　数量数位

【請負工事編】「３－４数量数位」を参照すること。

４－５　留意事項

【請負工事編】「３－５留意事項」を参照すること。

５　変更設計図書等の作成

５－１　設計変更確認会議

設計変更重視型発注方式においては、設計変更に先立ち設計変更確認会議を原則２回開催する。

１回目は契約締結後、現場着手までに開催し、工事範囲の確定や設計図書の照査結果等を確認する。

２回目は工期の２分の１経過した時期を目安に開催し、設計変更内容の過不足、請負代金額、工期の変更等を受注者と確認する。

また、上記のほか、受発注者いずれかの要請により、設計変更確認会議を開催することができる。

なお、協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略することができる。

当初契約図書として扱っていないものにおいて、設計変更確認会議等により工事範囲の確定を行い、その内容を契約変更に先立ち指示を行う場合は、指示書に設計変更後に契約図書として扱う資料を添付するなど、受発注者の双方合意のうえ、施工するよう書面で取り交わすこと。

５－２　工事内容の変更指示書

受発注者間で認識の共有を図るため、設計変更を行うにあたって、契約変更に先立ち指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載し確認すること。

指示書による指示は、設計変更や契約変更に先立ち行う事務であり、支出負担行為にあたらないことを明確にするため、指示書には「記載する概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。」と記載すること。

このとき、当初添付を不要としていた資料があるときは指示書に添付すること。

また、指示書の写しを支出負担行為担当者へメール等により報告すること。

５－３　変更設計図書

契約図書として扱うものについては、【請負工事編】「４－１変更設計図書」を参照すること。

ただし、「概数等発注」との併用は行わない。

また、当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うものついては、下記のとおり扱うこと。

（１）　設計変更図書

【請負工事編】「４－１（１）変更設計図書」を参照すること。

ただし、「概数等発注」との併用は行わない。

（２）　変更設計図・参考図

ア　変更設計図・参考図の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

(ｱ)「全増」扱いとして添付する。

(ｲ) 変更図面は、表題付近の余白に「第○回設計変更」と朱書きする。

(ｳ) 変更図面は、着色が必要なものは、赤色で着色する。

(ｴ) 一葉（枚）全部が追加となる場合は「全増」、一葉（枚）全部が廃止となる場合は「全廃」と表題付近の余白に朱書きする。

イ　作成部数

【請負工事編】「４－１（２）変更設計図・参考図」を参照すること。

（３）　変更設計計算書

ア　「全増」扱いとして添付する。

イ　作成部数

【請負工事編】「４－１（３）変更設計計算書」を参照すること。

（４）　変更数量算出書

変更数量集計表及び変更数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア　変更数量集計表

(ｱ)「全増」扱いとして工種（レベル２）の数量集計表を添付する。

(ｲ) 当初添付していた場合は、前回と今回の数量が比較できるように記載する。また、当初添付不要としていた場合は、今回の数量のみの記載とする。（下段に記載。）

イ 変更数量算出表

(ｱ)「全増」扱いとして数量算出書を添付する。

(ｲ) 当初添付していた場合は、前回と今回の数量が比較できるように記載する。また、当初添付不要としていた場合は、今回の数量のみの記載とする。（下段に記載。）

ウ　作成部数

【請負工事編】「４－１（４）変更数量算出書」を参照すること。

５－４　変更参考資料

【請負工事編】「４－２変更参考資料」を参照すること。

５－５　編さん順序

【請負工事編】「４－３編さん順序」を参照すること。

５－６　積算上の留意事項

【請負工事編】「４－４積算上の留意事項」を参照すること。

６　設計変更の契約条項の説明

６－１　設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第１７条）

【請負工事編】「５－１設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）」を参照すること。

６－２　設計図書の変更（契約書第１８条）

設計変更重視型発注方式による精査

当初設計において、簡略数量算出方式や概算単価計上方式などを用いた数量や単価、歩掛の確定や契約図書の修正等を設計変更確認会議で受発注者で確認した項目の変更を行う場合である。

その他の取扱いは【請負工事編】「５－２設計図書の変更（契約書第18条）」を参照すること。

６－３　工事の中止（契約書第１９条）

【請負工事編】「５－３工事の中止（契約書第19条）」を参照すること。

６－４　請負代金額の変更に変える設計図書の変更（契約書第２９条）

【請負工事編】「５－４請負代金額の変更に変える設計図書の変更（契約書第29条）」を参照すること。

７　設計変更の種類

７－１　設計変更の定義

【請負工事編】「６－１設計変更の定義」を参照すること。

７－２　概数の確定による設計変更

設計変更重視型発注方式では、「概数等発注」との併用は行わない。

７－３　工事内容の拡大に伴う設計変更

【請負工事編】「６－３工事内容の拡大に伴う設計変更」を参照すること。

７－４　即時変更

下記に該当する場合、速やかに設計変更を行う。

①重要な工種の新設又は廃止

②工事量の大幅な増減

当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代金額の３０パーセントを超え、又は４，０００万円以上（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が２，０００万円以上）のものをいう。

③その他必要と認めたとき

・受注者からの求めがあった場合は、設計変更手続きを行う。

・新たに再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要となった場合

・新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合

・新たに支給材、貸与品を使用させることになった場合

・新たに跡請保証を付すことになった場合

７－５　一括処理

即時変更に該当しない場合、指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計（設計変更に伴う増減見込額の累計）が現請負代金額の３０パーセントを超え、又は４，０００万円以上となるとき（新工種に係る増減見込額の累計が２，０００万円以上となるときを含む。）並びに工事完成前（工期が翌年度以降にわたるときは、各年度末及び工事完成前）の可能な限り早い時期に一括して行うものとする。

７－６　設計変更の区分別の変更内容

内容＼種類	拡大設計変更	即時変更	一括処理
金額制限の規制	あり 変更額が当初契約額の３割以下	なし	あり 指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計が現請負代金額の30%以内、又は4,000万円未満（新工種は2,000万円未満）
変更部分の工事着手	設計変更を通知し請負人の承諾後	設計変更を通知し請負人の承諾後	「工事内容の変更指示書」を取り交わし後
工期の変更	できる	できる	できる
設計変更の時期	変更部分の工事着手前	以下に該当するとき ・重要な工種の新設・廃止 ・工事量の大幅な増減 ・その他必要と認められたとき	指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計が現請負代金額の30%を超え、又は4,000万円以上（新工種は2,000万円以上）となるとき、並びに工事完成前の早い時期

８　設計変更の取扱い

８－１　契約書第１７条

（１）　契約書第１７条第１項の分類

【請負工事編】「７－１（１）契約書第１７条第１項各号の分類」を参照すること。

（２）　分類ごとの取扱いについて

【請負工事編】「７－１（２）分類ごとの取扱いについて」を参照すること。

８－２　契約書第１８条

（１）　契約書第１８条による設計変更については、次のとおりとする。

ア　設計変更事項

設計変更重視型発注方式において、当初設計で簡略数量算出方式や概算単価計上方式等を用いた数量や単価、歩掛の確定や設計図書の修正などによる変更

上記以外は【請負工事編】「７－２（１）ア設計変更事項」を参照すること。

イ　施工条件明示

設計変更重視型発注方式の実施にあたっては、簡略数量算出方式や概算単価計上方式等を用いたものについて特記仕様書に明示する。

特記仕様書の記載例は以下のとおり。

特記仕様書記載例

１　本工事は契約対象の一部の数量、単価及び歩掛を簡略化することなどにより、当初契約時の入札手続きを簡素化し、設計変更手続きを重視する「設計変更重視型発注方式」の試行工事である。
２　設計変更重視型発注方式の対象工事の取扱いは以下のとおりとし、予定価格の算出にあたっては、見積用参考資料で示した数量や積算条件により算出しており（１）－イに示した図書との不一致等の取扱いは、設計変更協議を行う。
また、見積用参考資料の積算条件の現場との相違については、現地確認の結果等に基づき、設計変更を行うものとする。
（１）　設計図書
ア　契約図書として扱うもの
（ア）　仕様書
（イ）　図面
a　位置図
b　設計図（平面図、標準断面図、縦断図）
c　工事数量総括表
（ウ）　質問回答書
（エ）　見積用参考資料
イ　当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの
（ア）　設計図（横断図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）
（イ）　参考図
（ウ）　数量算出書
（エ）　設計計算書

３　工事期間中に設計変更確認会議を開催し、設計内容を受発注者間で確認した後、設計変更を行うものとする。
なお、協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略できるものとする。
設計変更確認会議の開催は次のとおりとする。
（１）　第１回設計変更確認会議
実施時期：契約締結後、受注者が設計図書及び現地の確認完了時
会議内容：概略で発注した項目（数量、単価、歩掛）や設計図書の修正、現場不符合、工期等について受発注者で確認。
（２）　第２回設計変更確認会議
実施時期：工期半ばの時点
会議内容：設計変更内容の過不足や請負代金額、工期の変更等を受発注者で確認
（３）　上記のほか、受発注者いずれかの要請により、会議を開催することとする。

４　設計図書の簡素化を行っている項目は次のとおり。
（１）　概算単価計上方式
建設資材価格等調査や見積徴取が必要な資機材単価、歩掛があり、調査等に時間を要するため、早期発注の観点から、当該設計図書では類似品単価等で置き換えており、契約後、変更を行うもの
（ア）　歩掛～☆☆設置工、△△撤去工
（イ）　単価～□□装置、▽▽処分費（類似品単価使用、金額は「建設資材の価格について（個別公表分）」参照）
（２）　簡略数量算出方式
当初設計の数量算出を簡略化して積算を行い、契約後、設計数量の確定を行うもの
（ア）　数量～●●工、××工にかかる全ての数量（標準断面×延長にて算出）

８－３　工事内容の拡大の設計変更

【請負工事編】「７－３工事内容の拡大の設計変更」を参照すること。

８－４　概数の確定による設計変更

設計変更重視型発注方式では、「概数等発注」との併用は行わない。

８－５　留意事項

（１）　契約書第１７条による設計変更

【請負工事編】「７－６（１）契約書第１７条による設計変更」を参照すること。

（２）　契約書第１８条による設計変更

【請負工事編】「７－６（２）契約書第１８条による設計変更」を参照すること。

（３）　従来「概数」として扱っていた数量の取扱い

施工協議簿で数量の確定協議を行い、「設計変更重視型発注方式による精査のため」として設計変更を行うこと。

このとき、当初から計上している工種であり、新たな作業が伴わないことから、「工事内容の変更指示書」の取り交わしは不要とし、施工協議簿で数量の確定を行うこと。

（４）　工事内容の拡大の設計変更

【請負工事編】「７－６（３）工事内容の拡大による設計変更」を参照すること。

（５）　設計変更処理については、次のとおりとする。

受発注者による協議は書面（工事施工協議簿）で行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、書面（指示書）にて指示を行う。

指示書に記載の概算金額の累計が現請負代金額の３０％を超え、又は４，０００万円以上（新工種に係る増減見込額の累計が２，０００万円以上）となるときは一括処理を行う。

ただし、変更内容が即時変更に該当する場合は、速やかに設計変更手続きを行うこと。

（ただし、従来「概数」として扱っていた数量の取扱いは除く）

（６）　事務処理について

設計変更図書の作成にあたっては、入札契約課や地域調整課、事業担当課による書類の審査や設計変更の決定などに一定程度時間が要することを充分考慮し、工期末までに変更契約を終えることができるよう、余裕をもって手続きを進めること。

また、本部における事務処理については、設計変更をスムーズに進めるため、その処理日数については目安を設定するなど、早期の事務処理に努めることとするが、工事完成前最後の設計変更提出時期は工期末の３週間程度を目安として作業を行うこと。

なお、３週間程度はあくまでも「目安」であるため、各建設管理部の体制や工事進捗状況等を考慮し、事業課・出張所や本部事業担当課、入札契約課等の関係課と情報共有を図り適切に事務処理を行うこと。

（７）　当初設計図書において、設計変更が生じない場合の扱いについて

設計変更重視型発注方式では、当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの（設計図（横断図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）、参考図、数量算出書、設計計算書）があるため、設計変更を行い、契約図書として扱う必要がある。

よって、設計図書の資料が取りまとまった段階で、速やかに設計変更上申書（第35条様式）に必要資料を添付のうえ、設計変更の手続きを行うこと。

このとき、設計変更の理由は、契約書第１８条を適用し、「設計変更重視型発注方式による精査のため」とする。

９　設計変更のフロー図

９－１　設計変更の適用条項選択フロー図（設計変更重視型発注方式）

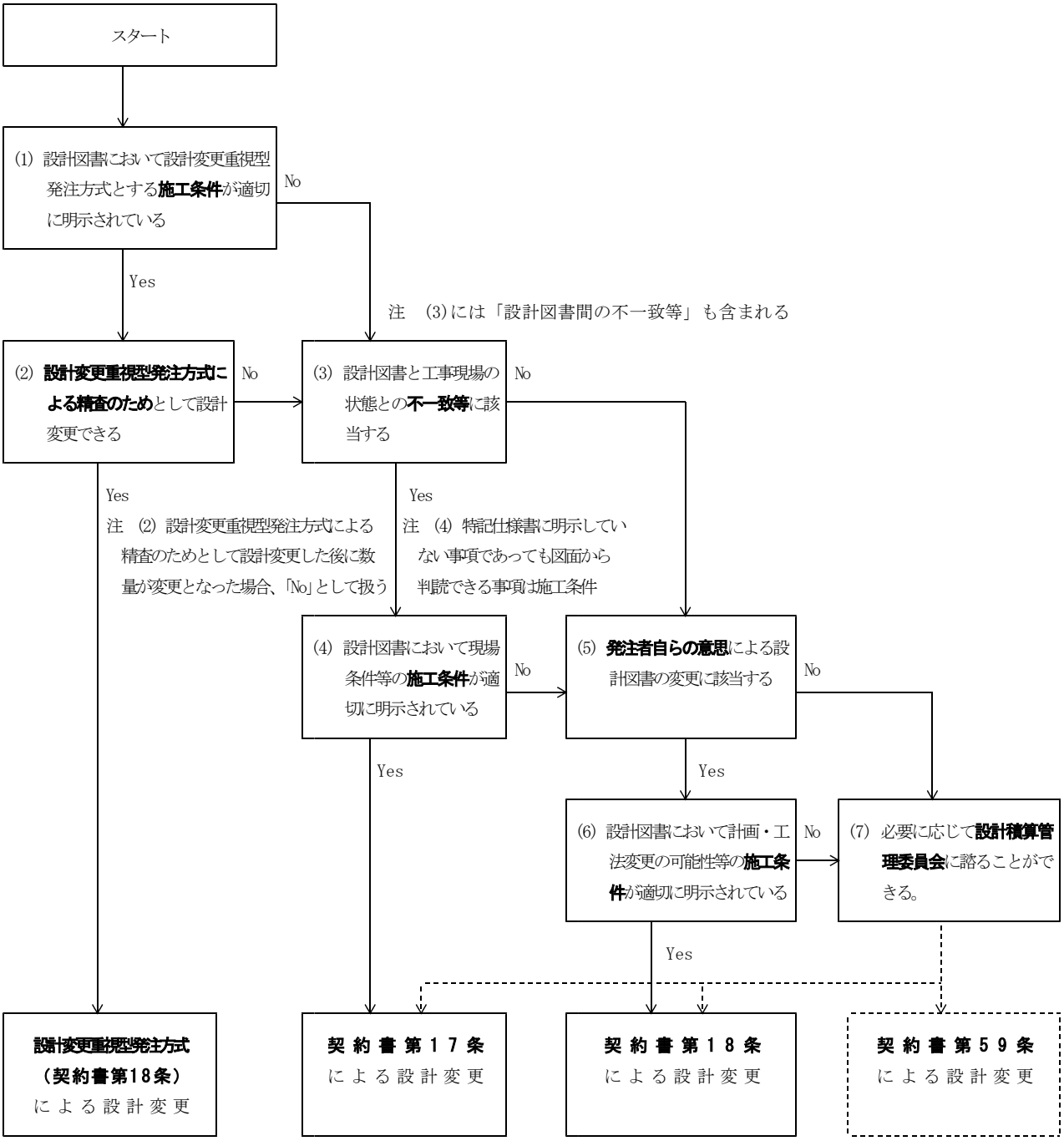

【各フローの解説】

1　本フロー使用の際は、次の文書等を参照すること。
（1）　設計変更重視型発注方式（試行）実施要領（以下この章において、「実施要領」という。）
（2）　土木工事積算要領（以下この章において、「積算要領」という。）（北海道建設部制定）
（3）　土木工事工種体系化の手引き、下水道工事工種体系化の手引き、及び漁港関係工事工種体系化の手引き（以下この章において、「体系化の手引き」という。）（北海道建設部制定）
（4）　土木工事数量算出要領、下水道工事数量算出要領及び漁港関係工事数量算出要領（以下この章において、「数量算出要領」という。）（北海道建設部制定）

2　各フローについては、以下により判断すること。
（1）　「設計図書において設計変更重視型発注方式とする**施工条件**が適切に明示されている」
ア　確認事項
設計変更重視型発注方式に当たっては、「実施要領」において次のとおり定めており、特記仕様書にその旨を明記する必要がある。

（周知方法）
第３条　設計変更重視型発注方式の実施に当たっては、別紙１及び２の例により入札公告、指名通知書及び特記仕様書（以下「入札公告等」という）に明記し、入札参加資格者、入札希望者又は指名業者（以下「入札参加資格者等」という）に周知するものとする。

【別紙２】設計変更重視型発注方式（試行）　特記仕様書記載例
1　本工事は契約対象の一部の数量、単価及び歩掛を簡略化することなどにより、当初契約時の入札手続きを簡素化し、設計変更手　続きを重視する「設計変更重視型発注方式」の試行工事である。
2　設計変更重視型発注方式の対象工事の取扱いは以下のとおりとし、予定価格の算出にあたっては、見積用参考資料で示した数量や積算条件により算出しており（1）－イに示した図書との不一致等の取扱いは、設計変更協議を行う。
また、見積用参考資料の積算条件の現場との相違については、現地確認の結果等に基づき、設計変更を行うもの　とする。
（1）　設計図書
ア　契約図書として扱うもの
（ア）　仕様書
（イ）　図面
a　位置図
b　設計図（平面図、標準断面図、縦断図）
c　工事数量総括表
（ウ）　質問回答書
（エ）　見積用参考資料
イ　当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの
（ア）　設計図（横断図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）
（イ）　参考図
（ウ）　数量算出書
（エ）　設計計算書
3　工事期間中に設計変更確認会議を開催し、設計内容を受発注者間で確認した後、設計変更を行うものとする。
なお、協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略できるものとする。
設計変更確認会議の開催は次のとおりとする。
（1）　第１回設計変更確認会議
実施時期：契約締結後、受注者が設計図書及び現地の確認完了時
会議内容：概略で発注した項目（数量、単価、歩掛）や設計図書の修正、現場不符合、工期等について受発注者で確認。

（２）　第２回設計変更確認会議
実施時期：工期半ばの時点
会議内容：設計変更内容の過不足や請負代金額、工期の変更等を受発注者で確認
（３）　上記のほか、受発注者いずれかの要請により、会議を開催することとする。
４　設計図書の簡素化を行っている項目は次のとおり。
（１）　概算単価計上方式
建設資材価格等調査や見積徴取が必要な資機材単価、歩掛があり、調査等に時間を要するため、早期発注の観点から、当該設計　図書では類似品単価等で置き換えており、契約後、変更を行うもの
（ア）　歩掛～☆☆設置工、△△撤去工
（イ）　単価～□□装置、▽▽処分費（類似品単価使用、金額は「建設資材の価格について（個別公表分）」参照）
（２）　簡略数量算出方式
当初設計の数量算出を簡略化して積算を行い、契約後、設計数量の確定を行うもの
（ア）　数量～●●工、××工にかかる全ての数量（標準断面×延長にて算出）

イ　留意事項
設計変更重視型発注方式に係る取扱いは、契約書の条項に明記されていないため、特記仕様書にて明示する必要がある。
ただし、施工単価作成時に条件値として入力する数値で変更が予想される場合は、現地確認の結果等に基づき、契約書第18条「設計変更重視型発注方式による精査」として設計変更として処理することとなる。

（２）　「**設計変更重視型発注方式による精査**として設計変更できる」
ア　確認事項
実施要領第7条において、次のとおり定めている。

第７条（設計変更の手続き）
設計変更重視型発注方式における設計変更の手続きは、次のとおりとする。
（１）　設計変更確認会議の開催
ア　契約締結後、現場着手までに（事前準備を除く）、発注者が初回の設計変更確認会議を開催し、工事範囲の確定や設計図書の照査結果等を確認する。
イ　工期の２分の１経過した時期を目安に発注者が設計変更確認会議を開催し、設計変更内容の過不足、請負代金額、工期の変更等を確認する。
ウ　上記のほか、受発注者いずれかの要請により、設計変更確認会議を開催することができる。
エ　協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略することができる。
オ　当該設計変更に係る設計図書の作成は、発注者が行うものとする。
また、発注者は確定した工事範囲等に基づき再度、工期設定を行い、必要に応じて工期変更を行う。
（２）　簡略数量算出方式の取扱い
簡略数量発注方式を用いて算出した数量については、特記仕様書に該当する工種名を記載する。
また、契約締結後、設計変更確認会議を開催し、設計図面や現地調査等に基づき算出した数量により設計変更を行う。
（３）　概算単価計上方式の取扱い
概算単価計上方式を用いた単価、歩掛は、特記仕様書に資材名、工種名を明示する。また、契約締結後、「工事用資材設計単価策定要領」等に基づき作成した単価、歩掛を用いて設計変更を行う。
なお、設計変更の資料作成にあたり、受注者が行う設計図書の照査の範囲を超えるものについては、発注者が委託業務を活用し行う。
（４）　その他
ア　当初設計図書において、簡略数量算出方式を用いた数量の確定や契約図書の修正を行う場合の設計変更は、「建設工事事務取扱標準様式の設定について」（昭和48年４月２日付け局総第151

号）第15号様式その２「契約書」第18条を適用し、設計変更は「設計変更重視型発注方式による精査のため」とする。

これは、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視する発注方式であるため、契約締結後、簡略数量算出方式や概算単価計上方式などを用いた数量や単価、歩掛の確定や契約図書の修正等を設計変更確認会議で受発注者で確認した項目を「設計変更重視型発注方式による精査のため」として設計変更できることとしている。

イ　留意事項

設計変更の留意事項を次のとおりとしている。

７－４　即時変更

下記に該当する場合、速やかに設計変更を行う。

①重要な工種の新設又は廃止

②工事量の大幅な増減

当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代金額の３０パーセントを超え、又は４，０００万円以上（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が２，０００万円以上）のものをいう。

③その他必要と認めたとき

・受注者からの求めがあった場合は、設計変更手続きを行う。

・新たに再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要となった場合

・新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合

・新たに支給材、貸与品を使用させることになった場合

・新たに跡請保証を付すことになった場合

７－５　一括処理

即時変更に該当しない場合、指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計（設計変更に伴う増減見込額の累計）が現請負代金額の３０パーセントを超え、又は４，０００万円以上となるとき（新工種に係る増減見込額の累計が２，０００万円以上となるときを含む。）並びに工事完成前（工期が翌年度以降にわたるときは、各年度末及び工事完成前）の可能な限り早い時期に一括して行うものとする。

８－５留意事項

（３）従来「概数」として扱っていた数量の取扱い

施工協議簿で数量の確定協議を行い、「設計変更重視型発注方式による精査のため」として設計変更を行うこと。

このとき、当初から計上している工種であり、新たな作業が伴わないことから、「工事内容の変更指示書」の取り交わしは不要とし、施工協議簿で数量の確定を行うこと。

これは、当初契約図書として扱うものが限られているため、概略数量や概算単価及び歩掛、設計図書の修正等を行う場合の設計変更理由は、契約書第18条を適用し、「設計変更重視型発注方式による精査のため」とした。

なお、上記による設計変更を行うことにより、当初契約としてして扱わないものが契約図書として扱うものになるため、これ以降に設計変更となる場合は、通常の設計変更理由とすることになる。

（３）　「設計図書と工事現場の状態との**不一致等**に該当する」

設計図書等作成要領【請負工事編】８－１【各フローの解説】２（５）「設計図書と工事現場の状態との不一致等に該当する」を参照すること。

（４）　「設計図書において現場条件等の**施工条件**が適切に明示されている」

設計図書等作成要領【請負工事編】８－１【各フローの解説】２（６）「設計図書において現場条件等の施工条件が適切に明示されている」を参照すること。

（５）　「**発注者自らの意思**による設計図書の変更に該当する」
設計図書等作成要領【請負工事編】８－１【各フローの解説】２（７）「発注者自らの意思による設計図書の変更に該当する」を参照すること。

（６）　「設計図書において計画・工法変更の可能性等の**施工条件**が適切に明示されている」
設計図書等作成要領【請負工事編】８－１【各フローの解説】２（８）「設計図書において計画・工法変更の可能性等の施工条件が適切に明示されている」を参照すること。

（７）「必要に応じて**設計積算管理委員会**に諮ることができる」
設計図書等作成要領【請負工事編】８－１【各フローの解説】２（９）「設計積算管理委員会に諮る」を参照すること。

９－２　設計変更の手続きフロー図

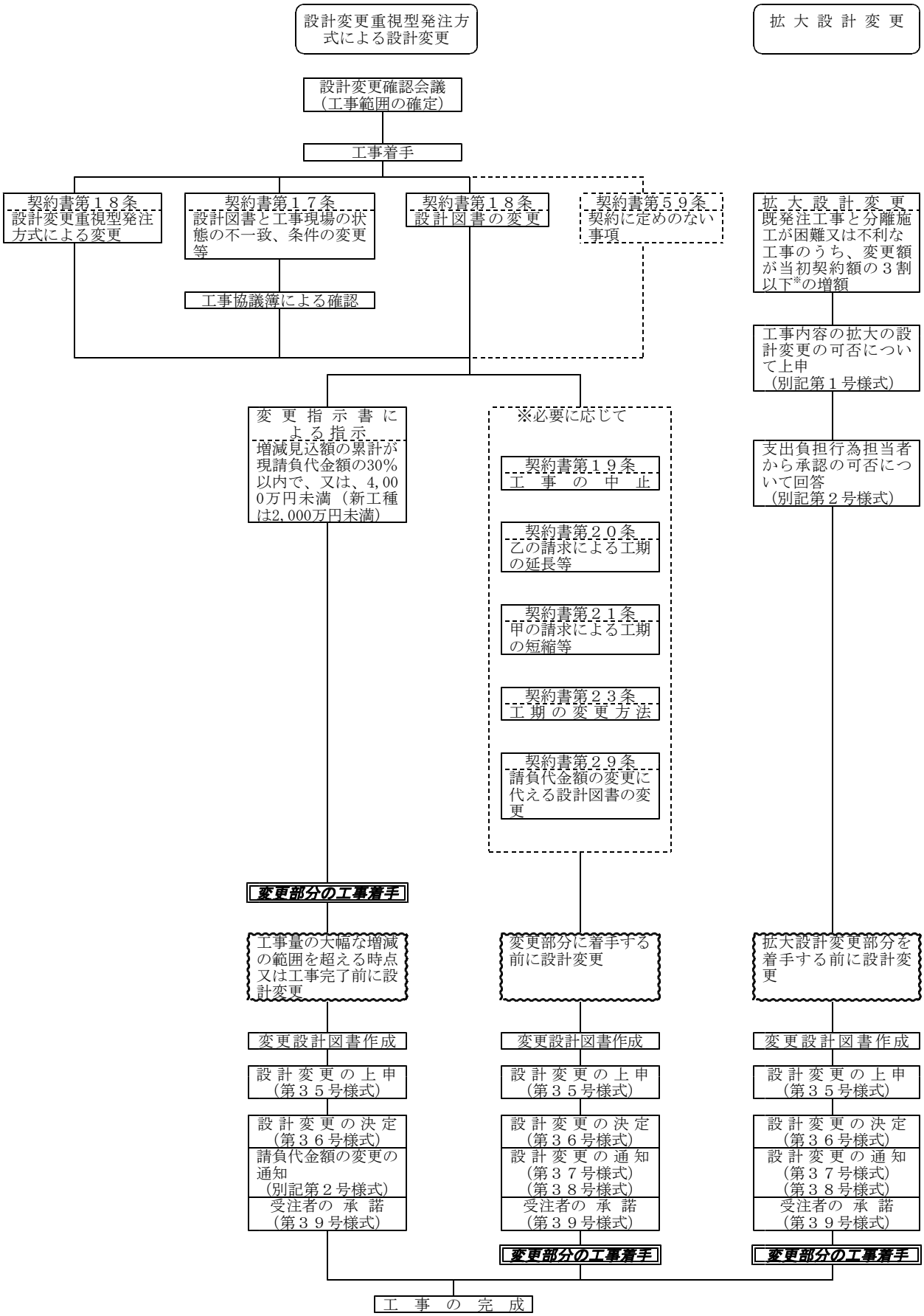

※各様式については、「建設工事実務必携」を参照のこと。
（※拡大設計変更　平成28年11月18日付け　建管第1467号）

10　設計変更理由記載例

10－１　一般事項

設計変更重視型発注方式において概略数量や概算単価及び歩掛、設計図書の修正等を行う場合の設計変更理由は契約書第１８条を適用し「設計変更重視型発注方式による精査のため」とする。

ただし、上記理由による設計変更後に数量が変更となった場合は、通常の設計変更理由とすること。

他の設計変更理由については【請負工事編】「９－４概数等発注～９－９契約書第29条」を参照することとするが、「概数等発注」との併用は行わない。

上記以外の取扱いについては【請負工事編】「９－１一般事項」を参照すること。

10－２　設計変更上申書と理由書の表現等

（１）上申書と理由書の表現

設計変更上申書及び設計変更理由書での表現については、次のとおりとする。

設計変更の種類	即時変更	一括処理
設計変更上申書	し た い	す　る
設計変更理由書	す　る	す　る

（２）設計変更上申時の上申者

【請負工事編】「９－２－（２）設計変更上申時の上申者」を参照すること。

10－３　設計変更理由記載例の選定フロー図

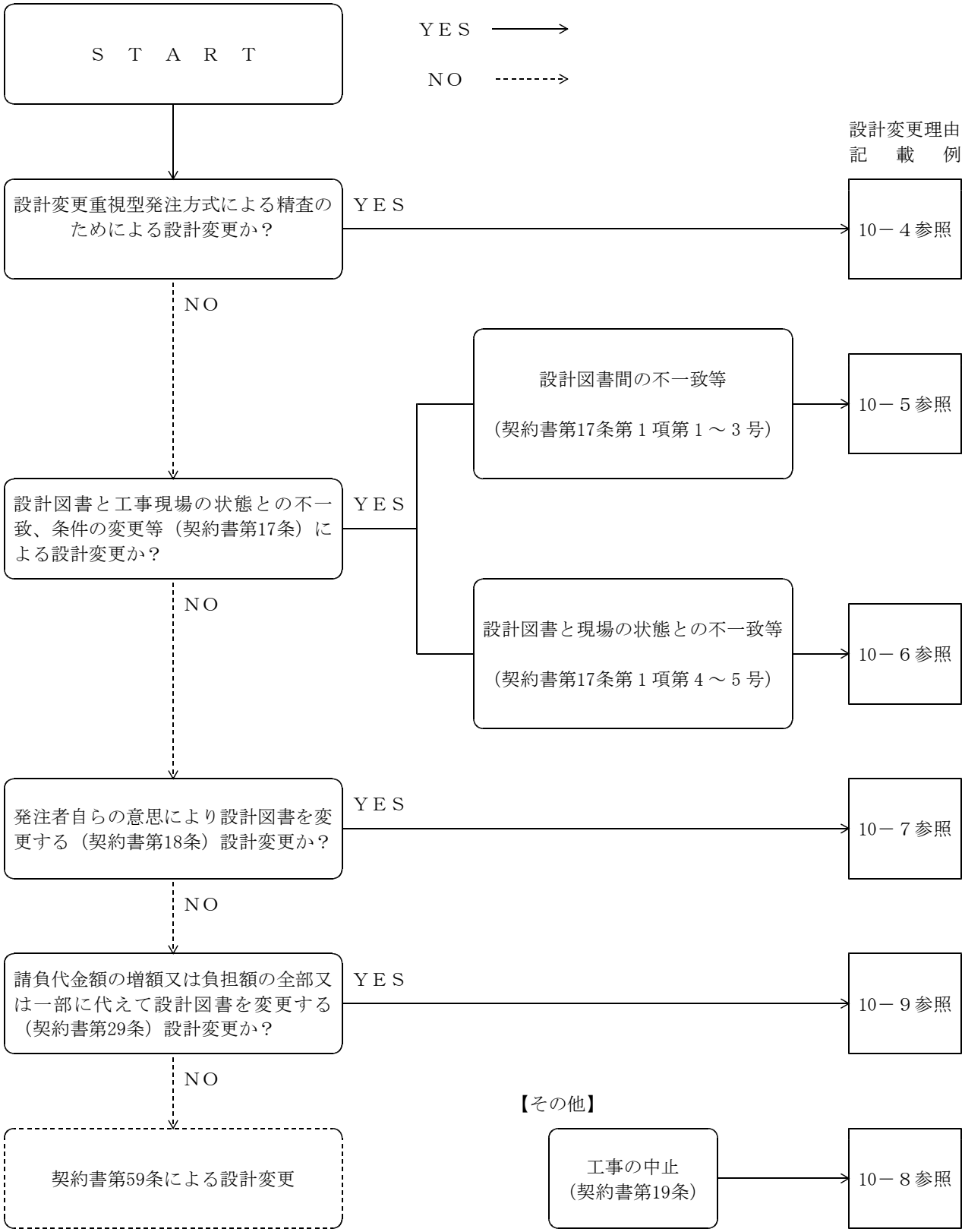

請負代金額が大幅に変更となる場合や適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、各建設管理部の本部担当課に相談したり、必要に応じて本部職員を含めて設計変更確認会議を実施するなど、速やかに変更指示書にて指示を行うこと。必要に応じて**「設計積算管理委員会」**に諮ることができる。

10－４　設計変更重視型発注による設計変更（契約書第18条）

<table>
<tr><th>変更要素</th><th>理　　由</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">設計変更重視型発注</td><td>【設計変更重視型発注方式による精査のため】</td><td>【○○工を変更したい。】</td></tr>
<tr><td colspan="2">EX.
設計変更重視型発注方式による精査のため、
（護岸工）を変更したい。 ……工種（ﾚﾍﾞﾙ2）全体の場合
（ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工）を変更したい。……種別（ﾚﾍﾞﾙ3）全体の場合
（連節ﾌﾞﾛｯｸ）を変更したい。……細別（ﾚﾍﾞﾙ4）に限定される場合
（No.1集水桝関係数量）を変更したい。……工種内訳書の単価構成内容の場合
（仮設鋼矢板、仮設鋼矢板賃料等、土のう～仮設鋼矢板の小口処理）を変更したい。
……延長確定に伴い、仮設鋼矢板の数量変更と土のう（小口処理）が新たに必要となった場合
（仮橋上部～延長確定による鋼材規格・数量）を変更したい。
……延長確定に伴い、鋼材の規格・数量が変更となった場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">（注）１　括弧書きに、変更となる工種（ﾚﾍﾞﾙ2）、種別（ﾚﾍﾞﾙ3）又は細別（ﾚﾍﾞﾙ4）を記載すること。
２　請負代金額に変更が生じない場合であっても、設計変更として上申すること。（当初契約図書として扱わないものを設計変更後に契約図書として扱う場合も設計変更として上申すること。）
３　この理由による設計変更後に数量が変更となった場合は、通常の設計変更理由とすること。</td></tr>
</table>

10－５　契約書第17条第１項第１～３号（設計図書間の不一致等）

【請負工事編】「９－５契約書第17条第１項第１～３号（設計図書間の不一致等）」を参照すること。

10－６　契約書第17条第１項第４～５号（設計図書と現場の状態との不一致等）

【請負工事編】「９－６契約書第17条第１項第４～５号（設計図書と現場の状態との不一致等）」を参照すること。

10－７　契約書第18条

【請負工事編】「９－７契約書第18条」を参照すること。

10－８　契約書第19条

【請負工事編】「９－８契約書第19条」を参照すること。

10－９　契約書第29条

【請負工事編】「９－９契約書第29条」を参照すること。

１１　設計変更重視型発注方式の運用におけるＱ＆Ａ

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
1	対象工事は「設計金額が５百万円以上」とありますが、簡略数量算出方式および概算単価計上方式を用いた積算での金額でも良いですか？	簡略数量算出方式および概算単価計上方式を用いた積算で、再積算前の額とします。	全般
2	設計書の誤りは、各建設管理部で「設計積算管理委員会」に諮るべきと思いますが、設計変更確認会議により変更可能となりますか？	設計書の誤りは、設計変更確認会議において受発注者が内容を確認の上、「設計変更重視型発注方式工事による精査のため」として、契約書第１８条により設計変更を行って下さい。この場合、設計積算管理委員会の開催は不要です。	全般
3	拡大設計変更を行う場合、拡大工事内容についても本方式を用いることはできますか？	拡大工事内容については、本方式を用いることができません。	全般
4	設計変更ガイドラインとの関連事項になりますが、これまで現場と設計図書に不符合が生じた場合は、現場不符合に関する書類を本部に提出することとなっています。本方式ではどのように取り扱いますか？	本方式では、支出負担行為担当者（入札契約課）への提出は不要となります。	全般
5	設計変更確認会議は、どのタイミングで開催すべきですか？	初回の会議は、受注者が資材及び専門業者の手配等を円滑に行えるよう、受注者による設計図書の照査等の時期を踏まえ、早期に開催することが必要です。	全般
6	第１回設計変更を行った後でなければ現場着手できませんか？	第1回設計変更確認会議において、変更指示書などで施工数量等を確定次第、現場着手は可能となります。	全般
7	見積用参考資料は契約図書ですか？	本方式では、契約図書として扱います。	全般
8	見積用参考資料における誤り等の修正は、質問が無かった箇所や発注者が発見した箇所においても修正することができますか？	質問が無かった箇所においても、設計変更確認会議で受発注者が確認を行った上、「設計変更重視型発注方式工事の精査のため」として、契約書第18条により設計変更を行うことが望ましいです。	全般
9	第1回設計変更確認会議において、簡略数量・概算単価の確定や、入札質問書による訂正事項により、当初積算と工期が乖離する場合、工期変更は行うべきですか？ また、工期を変更する場合、工期に紐付く単価や歩掛（冬期養生、冬期労務補正、供用係数等）は設計変更すべきですか？	第1回設計変更確認会議で精査した工期が当初積算工期と乖離する場合は、適切な工期・単価・歩掛の変更を行うよう受発注者で協議を行って下さい。	全般
10	要領第４条に「設計金額のおおむね1割を超えない範囲内」とありますが、増額だけではなく、減額の場合にも同じ適用となりますか？	減額の場合も同様となります。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
11	概算単価に類似品を用いる場合、見積価格は1社のみで良いですか？	概算単価として用いる見積価格は1社のみでも可能ですが、特記仕様書には必ず概算単価を使用している旨条件明示を行って下さい。なお、当初設計書には見積価格の根拠資料は添付不要です。	概算単価計上方式
12	見積単価は仮の金額を明示して入札に臨むこととなりますが、入札後に策定する単価の適用日はどのようにすべきですか？（入札日 or 入札日以降の日付？）	概算単価については、期限に間に合わないため、やむなく概算単価を用いることを想定しています。契約後において速やかに単価策定を行うこととし、単価適用日は、単価が確定した時点とします。	概算単価計上方式
13	重視型による契約の設計変更理由について、簡略数量算出方式及び概算単価計上方式を原因とした設計変更は、【契約書第 18 条を適用し、設計変更は「設計変更重視型発注方式による精査のため」とする。】と実施要領に記載がありますが、現場と設計書の不一致などのその他の原因による設計変更については、従前の取り扱い通り、契約書第17条の条項を用いた設計変更とすべき（※現場と設計書の不一致は、設計変更重視型による精査ではないため）。	設計変更重視型発注方式は、事務負担の軽減を図ることを目的として、入札時の設計図書作成を簡素化しております。そのため、当該発注方式を用いた場合に限り、設計変更確認会議の結果を踏まえ、発注者が必要と判断した場合に設計変更を行う事を想定し、契約書第１８条を適用することとし、理由も簡素化して「設計変更重視型発注方式による精査による」と統一したものです。よって現場と設計書の不一致についても設計変更確認会議において不一致箇所を協議の上設計変更を行いますので契約書第１８条としているところです。	全般
14	設計変更の方法について 設計変更重視型発注方式の実践（積算者）より概算単価計上方式は契約後、速やかに正規な単価、歩掛を用いて設計変更を行うものとなっているが、地域調整課に確認した結果、第1回設計変更確認会議で議題に挙げ、その後指示書対応で良いと回答をいただいているが、指示書扱いで良いのか？ ※設計変更を作成し上申したが戻された。現場が始まったばかりの余裕のある時期に設計変更を行ってしまいたかった。	概算単価計上方式に関しては、契約後速やかに単価・歩掛策定した単価を設計変更確認会議に諮るべきと考えます。会議後に指示書扱いとすることに問題はありませんが、設計変更を行うことを妨げるものではありません。	概算単価計上方式

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
15	重視型の設計変更タイミングについて発注後に速やかにすべき事項について、どの時点で何をしないといけないかを示してほしい。 細かな例だと ・概算単価計上方式にて扱った単価の変更タイミングはいつか。 『契約後に設計変更を行うもの』とあるが、 1)決まったらすぐ設計変更 2)速やかに変更指示書 3)第1回設計変更時OKか ・参考図で示した横断図などの図面を設計図書として扱うタイミングは ・第1回変更会議での変更事項はすぐ変更指示書で行う など	概算単価計上方式で扱った単価の変更は、設計変更確認会議に諮ったうえで3）第1回設計変更時で良いと考えますが、設計変更を行うことを妨げるものではありません。	概算単価計上方式
16	設計変更の方法について 設計変更ガイドラインより、指示書の理由は、設計変更重視型方式の精査のため（18条）と理由を記載することとし、変更内容を記載しなくても良いこととなっているが、結局設計変更の内容がわからないことから、再度確認されているのが現状。手間が増えている。 ※指示書の段階で全て設計変更重視型方式の精査のため（18条）とすると、結局、設計変更時の変更理由は違う理由を記載しなければならず、二度手間になる。 ※原因は、設計変更確認会議後に発生した現場での不符合などに対応した指示内容を設計変更重視型の設計変更合わせてしまうなど設計変更重視型の設計変更と指示書による設計変更がごちゃごちゃになっている。	変更理由は、「設計変更重視型発注方式による精査のため」で構いません。 受注者と指示書を交わした後には、写しを本部に送付し変更内容や変更見込額を共有することとなっていますので必ず実施してください。また、設計変更時には変更内容の資料として上申書に指示書のコピー等資料を添付するなどしてください。	全般
17	従来の工事では、概数数量を確定するたびに協議簿を取り交わし、設計変更上申は全ての概数が確定した後でも構わなかった。しかし、概数が無くなったことで数量が変更になるたびに、指示書による変更を行うことになるため、かえって事務手続きが繁雑になったように思う。	従来概数としていた数量の扱いについては、新たに作業を行わせるものではないため、指示書は不要ですので協議簿により数量を確定してください。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
18	設計変更重視型　通常の場合において、変更図面を赤着色としているが、変更により、当初と変更の違いがわかりずらくなる。通常の場合においては、簡略数量方式と違い、当初数量算出の根拠があるため、変更指示書および設計変更では、赤黄色着色の方がわかりやすいと思う。（現場的には出来形図同様、赤着色のみが良いと思いますが。）	設計変更重視型では、設計書作成の簡素化が目的となっているため、通常の場合においても当初横断図等の図面について着色不要としていることから、変更図面については赤のみで着色することとしています。当初図面作成時に施工箇所の着色を妨げるものではありませんが、着色した場合については、変更図面は赤黄着色した方が良いと考えます。	全般
19	設計変更時の理由書の書き方について、変更数量の記載の有無、変更理由をどこまで書くかなどバラツキがあるので、例を提示していただきたい。	設計変更重視型発注方式での設計変更理由は「設計変更重視型発注方式による精査のため」としていますが、これ以外の理由については、設計図書作成要領【設計変更重視型（試行）編】「９　設計変更理由記載例」を参考にしてください。	全般
20	各建管で対象工事の変更は出来るようなので、（管内業者対象の工事だけでも）電気工事を追加出来ないか？ 電気工事については、単価策定やケーブルの延長など不明確な場合があるので、重視型の対象にしてもいいのでは？	当初電気工事は実施要領策定時は設計変更重視型発注方式の対象外としていましたが、「設計変更重視型発注方式（試行）実施要領の改定について」（令和５年４月２６日付建管第１３４号）で「対象工事及び適用年月日を変更する場合の特例」について定めておりますのでその規定により各建設管理部で運用願います。	全般
21	第1回設計変更時に参考図は赤着色のみの図面として契約図書となるが、数量計算書は入札時の数量との比較（上下段書き）しなくてもいいのか？	当初数量計算書を不要としている簡略数量算出方式を用いているのであれば入札時の数量との比較は不要とするが、添付を必要としている通常の場合は当初・変更の２段書きとして下さい。	全般
22	設計変更確認会議については、初回の打合せで最低限やらなければならない事が明確でなく、恐らく各現場バラバラで打合せ資料の用意等に時間がかかるのかと思う。 設計変更確認会議は試行の記載にあるとおり、工事範囲の確定や設計図書の照査結果等を確認し、概算単価や、簡易数量方式については、初回の確認会議で全て確定させるのではなく、その時点の工程で該当する工種についてその都度、作業開始前まで確認することで、進めてはだめなのか？	第１回設計変更確認会議にて、単価や数量の精査を行い、設計工事費を算出した後、工事範囲を確定してください。 それが無理なのであれば質問にあるとおり、作業開始前までの確認でもやむを得ないと考えますが、その場合、現場が既に進んでおり、判断までに時間がかかると現場を止めてしまうということに留意するとともに、その都度変更内容を精査して予算管理をしっかり行うようにしてください。 なお、質問書の回答については、第1回設計変更確認会議にて、対応してください。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
23	軽微総括のような処理を行うルールが明確でないと思う。	従来の軽微総括に類似した処理として、「設計変更ガイドライン」に「一括処理」について記載があります。一括処理は「指示書により工事内容の変更を指示した概算金額の累計が現請負代金額の３０％を超え、又は４，０００万円以上となるときに並びに工事完成前の可能な限り早い時期に一括して行う」と記載されていますので参考にしてください。	全般
24	点在型発注の場合、第一回設計変更会議までに、すべての発注資料の協議を行うことは、業者にも負担があり、着手が遅れる場合も考えられる。点在箇所ごとに現場着手前までに会議を行うとしてもよいのではないか。	点在現場毎に着手までの間に設計変更確認会議を開催することについて問題はありませんが、既に他現場で作業が行われているため、予算管理に留意願います。	全般
25	点在型工事の現地着手時期はいつか。	箇所毎の設計変更確認会議後が基本となります。（協議することが少ない場合は受発注者協議により、省略することが可能です。）	全般
26	設計変更重視型の場合、概数の併用が出来ないが、「除雪」「廃棄物」等、実績精算の要素が強い工種については、指示書による確定がそぐわないと考える。	従来概数としていた数量の扱いについては、新たに作業を行わせるものではないため、指示書は不要ですので協議簿により数量を確定してください。	全般
27	殻運搬・処分や快適トイレなどマニフェストや実数での清算となる工種については、変更指示書による変更ではないため、重視型であっても概数で発注を行えるようにしてほしい。設計変更を行う際に、工種ごとに理由を作成しなければならないため、業務量が増えている。	従来概数としていた数量の扱いについては、新たに作業を行わせるものではないため、指示書は不要ですので協議簿により数量を確定してください。設計変更理由は一度も精算行為を行っていないのであれば「設計変更重視型発注方式による精査のため」として下さい。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
28	入札設計書審査時において、本来（過去の審査）であれば訂正が必要な場合でも、設計変更重視型の場合、軽微な修正であれば訂正する必要があるのかの判断が難しい。 そのため、入札設計書審査時の設計書図書修正必要の判断基準を例示して欲しい。（全て修正するのか？）	設計書審査時点で確認された誤りや不一致は、内容が軽微（設計金額の概ね1割）の範囲であれば設計書の訂正は不要と考えます。	全般
29	設計変更重視型においては、概数発注と併用しないことになっているが、概数発注と併用できるようにして欲しい。（設計変更時の理由に「設計変更重視型入札方式による精査のため」の記載で概数発注の概数確定と同じように扱ってくれるのか。協議簿に「設計変更重視型入札方式による精査のため数量表を提出します」で良いのか不明である。）	従来概数としていた数量の扱いについては、新たに作業を行わせるものではないため、指示書は不要ですので協議簿により数量を確定してください。なお、設計変更理由書は「設計変更重視型発注方式による精査のため」で良いですが、設計審査や検査監査において変更となった経緯を聞かれることも想定されますので、協議簿ではその辺も整理しておくべきです。	全般
30	災害復旧工事を発注する場合、重視型での発注は可能なのか？（河川砂防課と建設管理課で意見が分かれている。）	設計変更重視型発注方式による工事発注は可能です。 ただし、災害復旧工事の設計変更については、「災害費の対象となる変更理由」が必要となりますので、本部治水課もしくは本庁河川砂防課に確認しながら進めるようお願いします。	全般
31	概算単価計上方式の場合、「当初設計書に単価根拠の添付不要」と有るが、入力ミスで「１円」となっていても審査時に確認できない。（１社分でも過年度分でも何かしらの根拠資料の添付が必要では？）	設計図書作成簡素化の一つとして添付不要としているところですが、審査において支障となるのであれば、直接担当者に問い合わせ頂くなどの対応をお願いします。	概算単価計上方式
32	設計書チェックの際や公示期間中の数量算出等、契約図書としないものに関する誤りや不一致などがあった場合の内容が監督員に確実に知らせられるよう確立すべきではないか。	設計書チェック時の誤りや公示期間中の誤りなどは設計変更確認会議での議題となり設計変更で対応となることから、監督員へ情報が共有されるようお願いします。	全般
33	工事内容によっては準備工より後に初回の設計変更確認会議をできるようにした方がよいと考える。（会議の回数が多すぎると負担が多くなるため）	原則として現場着手までに初回の設計変更確認会議開催することとしています。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
34	設計変更重視型における指示書において、どこまで変更して良いものか。（特記仕様書・図面・工期等については、契約図書の変更となるため、従来は軽微等ではなく通常の設計変更扱いとしていたが、これらも指示書で取り扱って良いか。） 設計図書作成要領の概数のQ&Aのような変更事例集があれば非常にありがたい。	契約図書の変更が伴うものは、従来とおり設計変更してください。指示書に記載の変更見込額が現請負工事価格の３０％以内または４，０００万円以内であれば指示書対応とし適切な時期に一括処理を行ってください。	全般
35	設計図について 一枚の図面に、契約図書として扱う部分（平面図等）と扱わない部分（横断図等）が混在する場合、特記仕様書にはどのように記載するべきでしょうか？	例えば契約図書として扱うものとして「b 設計図（図面番号○／○○の平面図、標準横断図、縦断図）」、当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うものとして、「（ア）設計図（図面番号○／○○の横断図）」など入札参加者が判断できるよう記入してください。	全般
36	変更指示書を出す際には現場だけではなく、本部担当課にも一報・相談して貰えれば決裁後の修正など二度手間を省く対応が必要と思います。	出張所等で判断できないような場合は、指示書を取り交わす前に本部に相談するなど対応してください。	全般
37	設計変更重視型で発注する工事は数量が概算のため積上げ工期は実際に乖離する。また、積上げによる工期算出となっていますが、積み上げによる工期を作成するには多大な労力を要するため、標準工期を使用可能とする等、工期設定の簡素化を行っていただきたい。	設計変更確認会議の結果により工期が変更になることも想定されるため、当初工期は「工期設定要領」に記載の【工期日数算定式（参考値）】を参考にするなど対応願います。	全般
38	標準工期を使うことは可能か。	当初工期算定にあたり参考として使うことは可能ですが、設計変更確認会議で確定した施工量に応じた工期を算定する場合は従来とおり積み上げで算定し、工期変更を行ってください。	全般
39	間違いや齟齬に増減が混在している場合の軽微な範囲の判断はどう考えるのか。	それぞれの絶対値の合計で判断してください。	全般
40	「設計変更重視型発注方式による精査のため」で設計変更する際に必要な書類はあるか。	設計図書作成要領や設計変更ガイドラインに示す設計変更理由書は不要ですが、変更指示に至る協議簿の整理は必要です。	全般

１２　関係通達集等

１２－１　設計変更重視型発注方式（試行）実施要領（令和５年４月２６日建管第１３４号）

設計変更重視型発注方式（試行）実施要領

（目的）

第１条　設計変更重視型発注方式は、建設管理部が発注する請負工事において、受発注者双方の事務負担の軽減を図るとともに、適切な設計変更を行うことを目的とし、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視する発注方式を試行するものである。

（対象工事）

第２条　設計変更重視型発注方式の対象工事は、設計金額が５００万円以上の請負工事の内、支出負担行為担当者が適当と認めた工事とする。

ただし、当面は、次に掲げるものは除く。

（１）　「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年４月１日北海道条例 第25号）第２に該当する工事

（２）　鋼橋上部工事（工場製作に限る）、電気工事、塗装工事及び機械器具設置工事

（周知方法）

第３条　設計変更重視型発注方式の実施に当たっては、別紙１及び２の例により入札公告、指名通知書及び特記仕様書（以下「入札公告等」という）に明記し、入札参加資格者、入札希望者又は指名業者（以下「入札参加資格者等」という）に周知するものとする。

（質問の取扱い）

第４条　入札公告の日又は設計図書公開の日から質問書提出期限までの期間に、入札参加資格者から設計図書に関する誤り又は不一致等の質問があった際には、内容等を確認し、その影響が軽微であると支出負担行為担当者が判断した場合、その時点では修正は行わないが、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行う旨、入札参加資格者等に通知する。

２　「影響が軽微」とは、積算条件に係る誤りや設計図書間の不一致等の内容が軽微であり、設計金額のおおむね1割を超えない範囲内で入札参加要件の変更が生じない場合等をいう。

（契約図書の作成）

第５条　設計変更重視型発注方式の対象工事における契約図書は、契約書のほか、設計図書とし、その構成及び特記仕様書への明示事項は、次のとおりとする。

設計変更重視型発注方式の対象工事の取扱いは以下のとおりとし、予定価格の算出にあたっては、見積用参考資料で示した数量や積算条件により算出しており（１）－イに示した図書との不一致等の取扱いは、設計変更協議を行う。

また、見積用参考資料の積算条件の現場との相違については、現地確認の結果等に基づき、設計変更を行うものとする。

（１）　設計図書

ア　契約図書として扱うもの

（ア）　仕様書

（イ）　図面

a　位置図

b　設計図（平面図、標準断面図、縦断図）

c　工事数量総括表

（ウ）質問回答書

（エ）見積用参考資料

イ　当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの

（ア）　設計図（横断図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）

（イ）　参考図

（ウ）　数量算出書

（エ）　設計計算書

（設計図書の簡素化）

第６条　設計変更重視型発注方式の当初設計図書の作成は、通常の作成方法に加え、別紙３に示した方式を組み合わせることで、簡素化を行うことができるものとする。

なお、別紙の簡素化手法を使用していない工事においても、入札公告等に「設計変更重視型発注方式」である旨を明示した場合は、第４条の規定によることができる。

（設計変更の手続き）

第７条　設計変更重視型発注方式における設計変更の手続きは、次のとおりとする。

（１）　設計変更確認会議の開催

ア　契約締結後、現場着手までに（事前準備を除く）、発注者が初回の設計変更確認会議を開催し、工事範囲の確定や設計図書の照査結果等を確認する。

イ　工期の２分の１経過した時期を目安に発注者が設計変更確認会議を開催し、設計変更内容の過不足、請負代金額、工期の変更等を確認する。

ウ　上記のほか、受発注者いずれかの要請により、設計変更確認会議を開催することができる。

エ　協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略することができる。

オ　当該設計変更に係る設計図書の作成は、発注者が行うものとする。

また、発注者は確定した工事範囲等に基づき再度、工期設定を行い、必要に応じて工期変更を行う。

（２）　簡略数量算出方式の取扱い

簡略数量発注方式を用いて算出した数量については、特記仕様書に該当する工種名を記載する。

また、契約締結後、設計変更確認会議を開催し、設計図面や現地調査等に基づき算出した数量により設計変更を行う。

（３）　概算単価計上方式の取扱い

概算単価計上方式を用いた単価、歩掛は、特記仕様書に資材名、工種名を明示する。また、契約締結後、「工事用資材設計単価策定要領」等に基づき作成した単価、歩掛を用いて設計変更を行う。

なお、設計変更の資料作成にあたり、受注者が行う設計図書の照査の範囲を超えるものについては、発注者が委託業務を活用し行う。

（４）　その他

ア　当初設計図書において、簡略数量算出方式を用いた数量の確定や契約図書の修正を行う場合の設計変更は、「建設工事事務取扱標準様式の設定について」（昭和48年４月２日付け局総第151号）第15号様式その２「契約書」第18条を適用し、設計変更は「設計変更重視型発注方式による精査のため」とする。

イ　本要領以外の取扱いについては、必要に応じて各建設管理部で別途定めることができるものとする。

（適用年月日）

第８条　本要領は、令和５年５月８日以後に入札公告等を行うものから適用する。

附　則

（対象工事及び適用年月日を変更する場合等の特例）

１　当面の間、第２条第1項及び第２条第１項第２号に定める対象工事の範囲を変更しようとする場合は、各建設管理部において以下の措置を検討の上、試行的に実施できるものとする。

（１）入札参加者等との合意形成措置

対象工事に係る関係団体との事前協議、又はアンケート調査等により入札参加者の意見聴取を行うことなどを検討すること。

（２）本実施要領の適用範囲

第4条（質問の取扱い）及び第5条（契約図書の作成）の適用の要否を検討すること。

２　第8条（適用年月日）については、各建設管理部の判断により、順次対応可能なものから適用できるものとする。

１２－２　適切な設計変更の徹底や手続きの迅速化の取組について（令和５年３月１７日建管第１６７２号）

建 管 第 １ ６ ７ ２ 号
令和５年（2023年）３月17日

各総合振興局副局長（建設管理部担当）　様
留萌振興局副局長（建設管理部担当）　様
（地域調整課経由）

建 設 部 長

適切な設計変更の徹底や手続きの迅速化の取組について（通知）

このことについて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第７条においては、設計図書に適切に施工条件等を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと等が発注者が果たすべき責務として明記されているところです。

また、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第４版)」（令和４年８月国土交通省）によると、「追加工事等が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合」、「追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合」はいずれも建設業法第１９条第２項に違反するほか、必要な増額を行わなかった場合、同法第１９条の３に違反するおそれがあるとされています。

つきましては、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施される事を目的に、別添のとおり設計変更ガイドラインを改定し、契約図書の一部として取り扱うこととしましたので、関係職員へ周知するとともに、これにより設計変更事務を適切に行ってください。

また、併せて建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理について、上限額の変更を試行により実施するほか、設計変更や契約変更に先立って受注者に指示を行う場合は、指示書に変更に伴う概算額を記載するなどの取り扱いとしますが、これまで以上に予算管理を徹底の上、適時、適切な対応をお願いします。

記

１　適用
　令和５年４月１日から適用する。
２　上限額の変更
　(1)現行
　　現請負代金額の30パーセント以内で、かつ、1,500万円未満(新工種は、750万円未満)。
　(2)試行
　　現請負代金額の30パーセント以内で、かつ、4,000万円未満(新工種は、2,000万円未満)。

（工事管理係
技術管理係
積算管理係）